

一宮市屋内プールの民設民営方式による整備・運営事業
基本協定書
(案)

※複数の企業が各業務を共同又は分担して実施する場合には、「乙」「丙」「丁」などの記載を適宜調整する。

※複数の企業で構成される事業者グループを想定した内容となっている。単体の企業の場合には、市と単体の企業の契約内容に調整する。

一宮市屋内プールの民設民営方式による整備・運営事業（一宮市が 2025 年●月●日に公表した「一宮市屋内プールの民設民営方式による整備・運営事業プロポーザル募集要項」に基づき、事業者の公募を実施した一宮市屋内プールの民設民営方式による整備・運営事業をいい、以下「本事業」という。）に関して、一宮市（以下「甲」という。）は、代表企業かつ●●企業である[【企業名を記載】]（以下「【「乙」「丙」「丁」・・・のいずれかを記載】」という。）、●●企業である[]（以下「丙」という。）、●●企業である[]（以下「丁」という。）から構成される[【代表企業の名称を記載】]グループ（以下「事業者グループ」という。また、「乙」、「丙」、「丁」を個別に又は総称して「構成員」という。）との間で、次のとおり基本協定書（以下「本協定」という。）を締結する。

前文

甲は、愛知県一宮市若竹 3 丁目 1 番 5 号に所在する土地に、一宮市屋内プールの民設民営方式による整備・運営事業を行う本事業を実施することとした。

甲は、公募型プロポーザルにより事業者の公募を実施し、事業者の選定手続において、事業者グループを優先交渉権者として決定した。

甲及び事業者グループはかかる経緯のもと、次の(1)乃至(4)の本事業に係る契約（以下(1)乃至(4)の契約を個別に又は総称して「本事業関連契約」という。）の締結に向け、相互の協力に努めるものとする。

- | | |
|-------------------------------|-------------------------------|
| (1) 一宮市屋内プールの民設民営方式による整備・運営事業 | 基本合意書 |
| (2) 一宮市屋内プールの民設民営方式による整備・運営事業 | 事業用定期借地権設定契約書 |
| (3) 一宮市屋内プールの民設民営方式による整備・運営事業 | 公共サービスの実施及び一般利用サービス提供に係る基本契約書 |
| (4) 一宮市屋内プールの民設民営方式による整備・運営事業 | 学校水泳授業に係る基本契約書 |

（目的及び解釈）

第 1 条 本協定は、事業者グループが本事業における優先交渉権者として決定されたことを確認するとともに、甲及び事業者グループの本事業関連契約締結に向けた双方の協力義務等を定めることを目的とする。

- 2 本協定において別段の定めなく使用された用語が、文脈上別異に解すべき場合を除き、「一宮市屋内プールの民設民営方式による整備・運営事業プロポーザル募集要項」（当該募集要項に付随して示された資料及び当該募集要項・資料に関する質問に対する回答として公表された回答結果を含み、以下「募集要項等」という。）及び提案書類（本事業の公募型プロポーザル実施にあたって事業者グループから提出された提案書類、ヒアリング審査の内容、ヒアリング審査前の提案内容に係る甲からの質問に対する回答結果及び本協定締結までに事業者グループが甲に提出した提案内容を補完する趣旨の一切の書類をいい、以下「提案書類」という。）との間に矛盾又は齟齬がある場合には、本協定、募集要項等、提案書類の順にその解釈が優先する。

（本事業関連契約の締結・締結に向けた協議）

- 第2条 甲及び事業者グループは、募集要項等及び提案書類の内容に基づき、双方で協議を実施し、協議が成立した後に、甲は、[]と、それぞれの本事業関連契約を締結する。
- 2 甲及び事業者グループは、甲及び[]が[]年[]月を目処として一宮市屋内プールの民設民営方式による整備・運営事業 基本合意書を、甲及び[]が[]年[]月を目処として一宮市屋内プールの民設民営方式による整備・運営事業 事業用定期借地権設定契約書を、甲及び[]が[]年[]月を目処として一宮市屋内プールの民設民営方式による整備・運営事業 公共サービスの実施及び一般利用サービス提供に係る基本契約書を、甲及び[]が[]年[]月を目処として一宮市屋内プールの民設民営方式による整備・運営事業 学校水泳授業に係る基本契約書をそれぞれ締結できるよう最大限努力するものとする。
- 3 前項の期限については、甲がやむを得ないと認める場合、甲及び事業者グループは、協議の上、甲が新たに期限を定めるものとする。

（当事者の義務等）

- 第3条 甲及び事業者グループは、前条に定める目的の達成に向け、互いに協力し、誠実に対応するものとする。
- 2 甲及び事業者グループは、募集要項等の内容を遵守するとともに、「一宮市屋内プールの民設民営方式による整備・運営事業事業者選定委員会」から付された意見を尊重するものとする。
- 3 甲及び事業者グループは、本事業が公民連携手法としての効果を発揮すべく実施されるものであることを十分に理解し、相互に協力して本事業の円滑な実施に向けた協議を行うものとする。
- 4 甲及び事業者グループは、本事業の要求水準書に定める施設整備、開業準備、施設の運営・維持管理、事業終了時の本施設の解体撤去及び統括管理（プロジェクトマネジメント等）等は互いに関連し、影響を与えるものであることを十分に理解し、相互に協力して本事業の円滑な実施に向けた協議を行うものとする。
- 5 甲は、事業者グループの優先交渉権者としての地位を尊重し、提案書類の内容に沿った本事業関連契約の締結をするよう努力するものとする。
- 6 事業者グループは、本事業関連契約の締結に向けた協議において、甲の要望を尊重するものとする。
- 7 事業者グループの代表企業及び構成員は、構成員のいずれかが本事業から離脱した場合においても、この離脱にかかわらず本事業を継続して実施する責任を負うものとする。

8 []は、事業者グループの代表企業として、全ての本事業関連契約の締結に関して、甲との調整・協議等における窓口役を担うほか、事業者グループの調整等の責任を負うものとする。

(本事業関連契約不調時等の取扱)

第4条 甲又は事業者グループは、次の各号に掲げる事由に該当する場合には、本協定を解除できるものとする。

(1) 甲又は事業者グループのいずれの責めにも帰さない社会経済情勢の変化、天災地変、その他やむを得ない事情により、本事業の遂行が困難であることを甲及び事業者グループの双方が合意した場合

(2) 甲又は事業者グループのいずれかが、本協定に違反した相手方に対して、相当期間の是正期間を設けて当該違反の是正を請求したにもかかわらず、当該期間内に当該違反が是正されない場合

2 甲は、事業者グループ及び構成員のいずれかが、本事業の公募型プロポーザルの応募にあたって募集要項等の定めに違反した場合、本協定の解除や本事業関連契約を締結しないことができるものとする。

3 甲は、事業者グループ及び構成員のいずれかが募集要項等に定める本事業の公募型プロポーザルの応募資格を満たさなくなった場合、本協定の解除や本事業関連契約を締結しないことができるものとする。

4 前三項の規定に基づき本協定が解除された場合又は本事業関連契約が締結に至らない場合は、甲及び事業者グループが本協定の解除等の時点までに本協定に関して支出した費用は各自の負担とし、相互に債権債務関係が生じないものとする。ただし、いずれかの本事業関連契約の締結日以降に、事業者グループの責めに帰すべき事由により、締結済の本事業関連契約以外の本事業関連契約の締結に至らなかった場合には、甲は事業者グループに対して違約金を請求することができる。当該違約金の内容については、甲と事業者グループが協議の上で決定し、本協定とは別に締結する本事業関連契約や覚書等に定めるものとする。

(協定の有効期限)

第5条 本協定の有効期限は、本協定締結の日から全ての本事業関連契約の契約が終了した日を終期とする期間とする。ただし、本協定の有効期限の終了後も、第4条、第8条及び第11条の規定の効力は存続するものとする。

(権利譲渡等の禁止)

第6条 事業者グループは、本協定上の地位及び本協定に関連して生じる権利義務を第三者に譲渡し、若しくは引き受けさせ又は担保に供することその他一切の処分ができないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、事前に書面による甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(準備行為)

第7条 事業者グループは、本協定の締結後、各本事業関連契約の締結前であっても、自らの責任及び費用において、本事業の実施に関して必要な準備行為を行うことができるものとし、甲は、必要かつ可能な範囲で事業者に協力するものとする。

2 前項の準備行為の結果は、甲の承諾を得た上で、構成員のいずれかが速やかにこれを引き継ぐものとする。

(守秘義務)

第8条 甲及び事業者グループは、本事業により知り得た相手方の機密情報及び関係権利者の個人情報について、相手方の事前の承諾を得ることなく第三者に開示し又は本協定の目的以外に使用できないものとする。ただし、権限ある官公署の命令に従う場合、又は一宮市情報公開条例（平成12年6月27日条例第33号）等に基づき開示する場合はこの限りでない。

(協定の変更)

第9条 本協定の規定は、甲及び事業者グループの書面による合意がなければ、変更することはできないものとする。

(協議)

第10条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲及び事業者グループが誠実に協議して定めるものとする。

(準拠法及び裁判管轄)

第11条 本協定は、日本国の法令及び一宮市の定める条例に従い解釈されるものとし、本契約に関する一切の紛争については、名古屋地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

(以下本頁余白)

以上を証するため、本協定書2通を作成し、当事者記名押印の上、甲及び事業者グループの代表企業としての[]が各1通を保有する。

[]年[]月[]日

甲 一宮市本町2丁目5番6号
一宮市
一宮市長 中野 正康 印

乙 (所在地)
(商号又は名称)
(代表者氏名) 印

丙 (所在地)
(商号又は名称)
(代表者氏名) 印

丁 (所在地)
(商号又は名称)
(代表者氏名) 印